

上越市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

上越市長 中 川 幹 太

上越市規則第 3 0 号

上越市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則

上越市国民健康保険税条例施行規則（昭和 5 3 年上越市規則第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 号様式中

「

- ◎ 賦課の根拠、納付場所等については、裏面以降をご覧ください。
- ◎ 国民健康保険税は、世帯主を納税義務者としております。したがって、世帯主が国民健康保険に加入されていない場合でも世帯主名で納税通知書をお届けしています。
- ◎ 不明な点は、へお問合せください。
(電話)

」

「

- ◎税額、内容、納付場所等については、裏面以降をご覧ください。
- ◎国民健康保険税は、世帯主を納税義務者としております。したがって、世帯主が国民健康保険に加入されていない場合でも世帯主名で納税通知書をお届けしています。
- ◎不明な点は、へお問合せください。
(電話)

」

「4 延滞金及び督促手数料」を「4 延滞金及び督促状」に、

「督促手数料・・・・・・督促状 1 通につき 1 0 0 円
(納期限から 2 0 日以内に発行)」を

「督促状・・・・・・納期限から 2 0 日以内に発行します。」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に交付され、又は保有している改正前の第 2 号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第 2 号様式の相当する様式として使用することができる。